

# 尾張藩の御庭焼と御窯屋

仲野泰裕

## はじめに

当館では、平成3年度秋の特別展として「江戸時代を彩る 御庭焼と御用窯の世界」を開催した。

この展観は、従来の展示のように地域や産地ごとに設けたテーマではなく、武家を中心とした江戸時代の文化の中で生まれた、御庭焼や御用窯と呼ばれる窯業の特殊な形態に着目し、全国視野に立ってこれらを構成したもので、169点の作品をとおして65箇所の主要な窯を紹介することができた。しかしこの際に、展示企画を担当した筆者の力不足と諸般の事情から、展観及び展示図録などの中に充分盛り込めない点が幾つか出てしまった。

このため、これらの点についてまず「御庭焼と御用窯について」と題して、主な御用窯の生産と贈答など製品の動き、消費遺跡における出土状況などについてまとめた。

引き続き本稿では、主に尾張藩の御用を勤めたとされる御窯屋と御庭焼との関係について、文献史料を中心にまとめたものである。

## 1 御庭焼

### (1)御深井焼

#### 創始と稼動

名古屋城は、西国大名を動員して慶長十五年（1610）から本格的な築城が開始され、同十九年（1614）には主要な施設が完成したものと考えられている。しかし、初代藩主義直が、大阪夏の陣を経て名古屋城に入ったのは元和元年（1615）であり、その後、木曾山、美濃十二万石などの加封があった後、同五年（1619）に公称六十一万九千五百石となるのである。しかも本丸の西北にあたり、本丸と御深井丸との接点にあたる西北櫓は、一連の普請の中では最も後れ、元和五年がその建造年代と考えられており、御深井丸に整備の手が延びるのは、さらに先のこととなる。

御深井焼の創始については、寛永年中（1624～44）、初代藩主義直の御代とする説と、天和貞享（1681～88）、二代藩主光友の御代とする説がある。

窯業文書の『御尋ニ付奉申上候御事<sup>唐</sup><sub>339</sub>』寛永八年（1631）の条に「御深井ニ御竈御立被為遊候而、御焼物御用相勤候付、御褒美五百疋 仁兵衛、唐三郎頂戴仕候」とあり、寛永説を補強する最も古い年代を示す史料である。しかしこれは、天明七年（1787）の編纂文書であり、さらに関連史料等を充分調査する必要がある。

一方、御深井焼の活動については、従来、二代藩主光友の没後しばらく停滞していたと考えられて来たが、瀬戸地方に残された窯業文書をみる限りでは、必ずしもそのような単純な流れではないようである。

まず17世紀では、その記録が極めて少く、稼動の記録では、寛永八年（1631）、正保元年（1644）の他は知られていない。ただ『森田久右衛門江戸日記（以後久右衛門日記と呼ぶ）』の延宝六年（1678）の条に記述のある他、明暦元年（1655）御深井焼茶碗の下賜、天和元年（1681）御深井焼花瓶の寄進の記録が知られている。18世紀に入っても稼動間隔は不規則であり、五年から十年以上に及ぶ例が多い。また最も記録の多い19世紀においても、五年以下、五年から十年、十五年

から二十年に及ぶなど一樣でないことがわかる。

このように御深井焼の稼動は、定期的に行われたというものではなく、藩主（庁）の求めに応じてその都度焼かれたものであり、その稼動には計画性の認められないものであったことがわかる。このため、窯に定期的に火を入れず長期間放置された場合の窯の傷みは、想像を越えるものがあったと推測される。これは、『御深井焼人馬諸色書上帳<sup>61</sup>』文化八年（1811）に、稼動準備のための「細工土」「藁類<sup>62</sup>藁共」だけでなく「御竈拵へ土」などの手配をしている記述のあることからも、かなり本格的に窯の修復に取り組む必要があったと考えられる。

#### 焼成品

御深井焼においてどのようなものが焼かれたかについては、すでに窯跡も滅失しており、不明な点が多いが、およそ三段階に分けてとらえることが可能であろう。

第一段階は、茶入などを多く焼いたと考えられる時期で、基本的には前代の大窯の技術を踏襲したものと考えられる。これらをものがたるものとして、大河内定夫氏は『隔賈記』の中に「尾州焼」「尾張焼」とあるやきもの群に着目し、御深井焼の作品を示す名称であると指摘している。<sup>(注5)</sup>『隔賈記』によれば、寛永十四年（1637）に「瀬戸焼物」「瀬戸」、同十五年に「瀬戸焼」「今藤四郎」、同十八年（1641）に「新藤四郎」など新しく出現するやきもの群には、それぞれ名称が付けられており、寛永二十年（1643）「風爐者尾州焼之白葉之風爐也。」、承応三年（1654）「尾州焼之皿四十ヶ也」、寛文五年（1665）「尾州焼之茶入肩衝」、同六年「尾張焼之肩衝之茶入」、同七年「尾州焼之茶碗壺ヶ」「尾張焼之三嶋手之薄茶之茶碗壺ヶ」とあるのは、明らかに統一した区分を意図した名称と考えられ、御深井焼を示す可能性が高いものと認められる。なお、寛永二十年の条の風炉に施された「白葉」は、赤津の釉薬調合記録に「しろ葉 いしこ弐升、こやはい（紺屋灰）二升壺合、しろこ壺升」とあり志野系の白色釉と考えられる。<sup>(注6)</sup>さらに『隔賈記』によると、寛永十九年（1642）に高原焼の「三嶋之手平茶碗」が流通していたことがわかる。またやや降るが、尾張焼においても寛文七年（1667）の条に「三嶋手之薄茶之茶碗」の記載が認められる。しかしこの時期には、同時に「今高麗」「今渡高麗」などの記載が多く認められることから、まだ大量に写し物を作る必要は無かったと考えられる。

一方、『久右衛門日記』延宝六年（1678）の条に「御城内ニ有 茶入かま也」とある他、茶入の制作に適した陶土とされる「祖母懐土」が、瑞龍院御代に「御留土」となると同時に「御深井御庭焼御用之節斗 祖母懐土取差上申候」となっている。史料的にはなお不充分な点が多いが、初期の御深井御庭焼は、茶入などを中心とした趣味的な性格の強い窯であったと考えられる。

第二段階は、主たる釉薬が鉄釉から灰を主とする釉薬へ移行する時期で、器種構成にも大きな変化があった。この釉薬は、一般に御深井釉と呼ばれるが、その実態は不明な点が多い。ただ、この時期の年代の明確な史料において「御深井釉」「御深井薬」等の記述例は認められない。本来であれば、ここでいう「御深井釉」がどのような釉薬であるのか、江戸時代後期の窯業文書や『日本近世窯業史』<sup>(注8)</sup>に認められるような「赤津御深井青磁」「瀬戸青磁又は水青磁の類」「灰色の透明に緑色を帯びた水釉…御深井青磁とも呼ばれ…美しいヒビ」のある釉薬を指すものなのか、論を進め前段階との時期差等を明確にすべきところであるが、現在までのところ、年代のはっきりとした釉薬にふれる文書が知られていない。さらに筆者の力不足もあり、ここでは伝世資料と文書史料からその概要を述べるものである。

この時期の作品は、尾張藩に縁の深い寺院などへ寄進されたものが伝世している。その中では、光友銘大花瓶が最も良く知られている。二代藩主光友が、横須賀御殿近くの寺本付近の虫供養組(注9)に寄進したものと伝えられ、現在は法海寺に保管されている。この花瓶は、銅器を写したと考えられるもので、雲形の双耳をもつ仏花瓶である。この胴部正面に、四方入隅で長角の枠を設け、光友の印銘を施してある。「光友」の印銘は、名前だけであり臣下の者が呼び捨てにはできないので、本人が直接かかわる制作でなければ考えられない表記である。また没後であれば、瑞龍院を用いるのが一般的である。

一方、『張州雑志第一巻』には、知多郡の西浦十四村の虫供養についての記述が知られている。  
(注10)その中にある「虫供養寶物目録」には、「同(光友公) 御寄付ノ花瓶二口 御深井焼 箱蓋ニ天和元辛酉(1681) 尾陽公 御寄進華瓶 両口」とある。また、この虫供養の解説文の末尾に「…嚴命以テ華瓶二口ヲ寄セテ為シ玉ヲ莊嚴ノ之具ト…」とあることから、この花瓶を指していると考えられる。さらに光友は、寛文十二年(1672)十一月朔日に光義から光友へ諱改をしており、この箱書の年号とも整合するものと認められる。このような寄進資料は、定光寺、觀福寺などにも、その伝世品として知られているが、寺伝などと照合しうる資料は少い。  
(注11)

やや時代は降るが、『御庭物覧帳唐』享保十四年(1729)には、「白くすり 一御花生」を始めとし「うの  
ふくすり 御こいちゃわん」「うのふくすり 一中御はないけ」「御くすりうふ 御くすりうふ」「御くすりうふ 志の手」「御水さし 志がらきやき」「御くすり白もやうもの」「一唐物きくやう形の皿」などとある。「うのふ」が好まれて多用されている他、器種の多様化と他産地製品の模作とともにれる記述が認められるようになっている。このような例は、尾張藩古帳の内『御数寄御道具帳』享保六年(1721)には、「一御深井焼御茶碗 八 御室焼」とある。  
(注12)御深井焼の名が初めて認められる他、その内三点は御室焼(写)であることがわかり、好みに沿った写し物の制作が、御庭焼の一つの役割りであったことがわかる。以降18世紀代と考えられる御道具帳等には、御深井焼の記載が増加してゆくが、釉葉等にふれる内容は認められない。ただ『善暎院様御道具之内御数寄御道具』享保十五年(1730)に「青磁 一瀬戸物水指 壱」とある他、『江戸定置御道具扣帳青磁』宝曆四年(1754)には、「御深井焼」「御庭焼」「御好手」などの区分がされており、さらに検討が必要である。  
(注13)  
(注14)

次の段階は、三島を始めとする伝世の名器の写し作品の制作が盛んとなる時期である。

『(三島茶碗等見取図)唐』462が知られている。これは、手控えとして描きためていたものを、いずれかの時期にまとめたもので、全体をとおしての年代は不明である。しかし2頁目に描かれている「高麗極上三島御茶碗 礼賓文字有」には、小解説と共に宝曆五年(1755)の記述がある。それより

前の頁には「三島桶御茶碗」「藤(注15)

図-1 高麗極上三島御茶碗 礼賓文字有



加藤唐三郎家文書 462 (三島茶碗等見取図) より

袴御茶碗」がある。なお、この「藤誇御茶碗」の見取図原本には、「深井制」丸印が押されている。前出の三島礼賓文字茶碗に続いて「高麗三島御水指」「古三島ゑふご御水指」<sup>(注16)</sup>「高麗三島手御茶碗」など、前半は三島手の名品の模写が綴られている。続いて「飯坂焼御水指」「青磁経筒御水指」「寧波染付手桶御水指」「三しま俵茶碗」「高麗雲鶴手御茶碗」「ととや井戸御茶碗」「高麗井戸御茶碗」「古唐津茶碗」「奥道具之内青磁御花生」「瀬戸小耳付御水指」「熊川御茶碗」などがある。

実際に焼かれた記録はやや降るが、尾張徳川家『御茶器御道具帳』には「御深井焼二口御茶碗」の注として「高麗二口御茶碗之形に而寛政二年(1790)出来被仰付候」とある。

また『(茶碗等写物控帳) 唐<sup>(注20)</sup>』『(素焼出来居候外再焼製品書上帳) 唐<sup>(注21)</sup>』は年代不詳ながら「一、藤袴御茶碗 正六影三ツ」「一、三嶋桶茶盃 正三同断」などの記述がある。正・影の記述は、写し物制作の際の慎重を期す取り組みの一端を示している。

さらにこのような写し物の制作は、『御庭本業焼御注文帳 唐』弘化四年(1847)にも、「祖母懐三島桶茶碗写」「祖母懐三島筐耳付水指」「礼賓三島茶碗」「祖母懐刷毛目茶碗」「祖母懐織部手付水指」「祖母懐茶碗 長生不老」などの記述のあることからも、幕末まで受け継がれていたことがわかる。

この『御庭本業焼注文帳』のさらに興味深い点は、「御注文入」を始めとする『御用之部』、「波紙葉ニ而無地一鳳凰風爐形風呂」を始めとする『奥向初願之部』、「一砂鉢 壱尺」を始めとする『配下向願之部』等の他最後に『御用達町人等被下』が加えられており、大きく四つに区分されていることである。ま

ず『御用之部』では、茶入、水指、香合などの茶道具の他に、燭台、植木鉢などが認められる。『奥向初願之部』では、大道寺新六郎、佐々木虎之丞など十四人の願いに基づくもので、その作品の中心となっているものは三島系の作品群の写し物である。『配下向願之部』

図-2 三島桶御茶碗



図-3 藤袴御茶碗

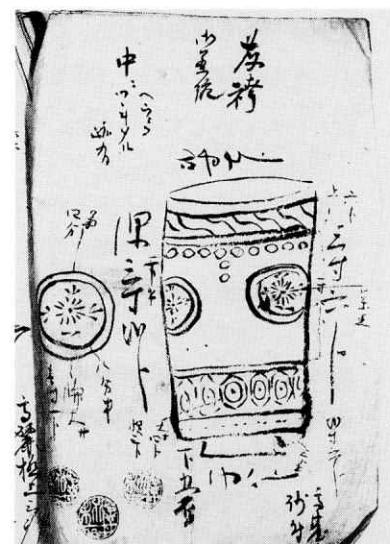


図-4 高麗三島御水指



図-5 古三島ゑふご御水指



では、林松四郎始め四十一人の願いに基づくもので、三ツ組蓋物、三升入大徳利など大半は日常的な器種となっている。これに『御用達町人等被下』が続くのであるが、具体的な人名、品名が記されていないので詳細は不明である。しかしこのような写し物の制作は、すでに述べたように宝暦五年（1755）を一つの拠所とすることができるが、この18世紀第3四半期頃は、瀬戸焼において多くの新しい試みのされた時期でもあり技術的には、その大きな流れの一つとしてとらえることができ、他の窯屋へ与えた影響も少くないと考えられる。さらに写し物制作のもう一面は、藩士、御用達町人らへの下賜品であるということである。表面的には永い泰平の世の続く一方では苦しい藩財政下において、藩士に対しては論功行賞を通して組織の引き締めと、有力町人に対しては特権を与え立場を格上げすることにより、藩への収金効果を高める道具とされたと考えられるのである。このように、仮に初期の状況が御庭焼的とすれば、江戸時代後期になると藩士の願いの部や御用達町人への下賜分などが中心となり、御用窯的性格が強く認められる状況へと変化している。

#### 窯数と構造

御深井焼が焼かれた窯とその構造についてふれた記録は極めて少く、17世紀では『久右衛門日記』の延宝六年（1678）の条に「…御城内ニ有 茶入かま也」とあるだけである。ただ「赤須」において久右衛門に説明をした加藤彦九郎は「藤四郎手筋」の者で、現在は「藤四郎やき申釜之写」である「瀬戸之大釜焼」で茶入を焼いているとしており、茶入焼成にふさわしい窯は大窯であるということができる。このため、御城内にあったとされる「茶入かま」は、大窯であったと考えて良いであろう。

18世紀以降になると、僅かではあるがこれらにふれる記述が認められるようになる。『御達申上候御事唐<sup>(注20)</sup>』の享保六年（1721）の条には、「御道具三竈焼上」とあり、『明和五子年（1768）御深井御庭芝場之内新規江筋被ニ仰付出来之御指図<sup>(注21)</sup>』によると、松山の東、瀬戸山に「瀬戸釜屋」が三箇所長方形に描かれている。さらに『嘉永二酉年（1849）改 下深井図面 御作事方さし図場<sup>(注22)</sup>』では、瀬戸御茶屋の北に陶工の草屋と思われる「釜屋」と御苗場の東に「瀬戸物置」が記され、瀬戸山に窯が三箇所細長く記されている。

また、『竈屋伝記并取扱留写』の文政七年（1842）の条には、加藤唐左衛門、勘六が、「御庭江罷出丸窯弐ツ築立并大竈も取繕出来仕候」とある。この「丸窯弐ツ」の解釈について『日本近世窯業史』には、「御深井窯は、古窯三室計りの末に丸窯一室ありて、古窯は土焼に、丸窯は石焼に用いたるが…古窯の末に丸窯を築き足すの工夫は、早くは瀬戸磁器の初期に赤津にもありしが」とある。これらの記述を総合すると、二基の古窯の末にそれぞれ丸窯を一室ずつ、あわせて「弐ツ築立并に大竈も取繕」と解釈することができる。これにより御深井焼の窯は、『指図』等に示されているように三基あったことがわかり、江戸時代後期の段階では、古窯に丸窯を一室継ぎだした変則的な窯二基と、「大竈」と呼ばれる窯がまだ存在していたことなどわかる。

#### 御深井焼の運営と作品の行方

御深井焼の運営の一端をものがたる史料として、『古人筆記』がある。この元文四年（1739）の条に「一瀬戸焼、御庭にて被仰付候節、松木御国御用人へ申達、薪は水野より付込、榎は御国方より付届候。薪付來候はゞ、御足輕小頭出合致、吟味請取、かまや迄、其馬にて付込せ候。」とある。ここでいう「水野」は御林奉行のこと、「榎」は、ウノフ釉に多用される榎灰と考え

られ、それぞれの部署が分担して調達し、御庭へ持ち込むこととなっている。このため、御庭に奉仕する窯屋は、細工土と道具類を持って出仕すれば良いということになり、このような体制が、この時点で維持されていたものと考えられる。このような体制が崩れたのが、いつの頃かは不明であるが、『(御庭焼人馬諸色書上帳) 唐<sup>61</sup>』文化八年(1811)では、窯屋が「御竈拵へ土細工土」「薬類ゑ薬共」を始め「道具持人足」に至るまで書き上げ手配をしており、内容的に大きく変動してきている。

一方、御深井焼で焼かれた作品の内、寄進については一部ふれたとおりであるが、もう一つの用途として下賜の例がある。

最も早く史料に認められるのは、『寛延旧家集』の明暦元年(1655)の条である。

(注26)

呉服紺屋小坂井新左衛門が、「先祖より持伝候しきて古作の鞍、六百貫文の折紙共々」瑞龍院様に差上げたところ、御目見被仰付となり、その節「御深井焼御茶碗」を拝領したというのである。新左衛門は家康に仕えた後、駿府より名古屋城下に移った有力商人であり、藍瓶年貢のとりまとめを仰付かっている。紺屋から供給される紺屋灰は、釉薬原料の一つとして極めて重要ななものであり、新左衛門が「御深井焼御茶碗」を拝領するにあたっては、窯業生産とのかかわりも考えられる興味深い点である。

さらに『鶴鶴籠中記』の正徳元年(1711)十月十四日の条に「大目付以上瀬戸御茶屋にて…御庭焼陶器等被下之。」とある。この時期は藩主在国中であり、瀬戸御茶屋は御深井御庭と考えられる。はっきりと御深井焼の作品とする記述は無いが、大目付以上となれば、数の上からもこの時期に御深井焼の焼かれたことも充分考えられる。

また、年代は不明であるが『関戸家文書二』に「御深井茅庵御門之御用達被召出、下御庭拝見の上、御料理被下候…」とある。あわせてその節の拝領物についての記述があり、御懸物や蒔絵製品と共に「御茶碗 三島桶写 地紋長生不老」伊藤次郎左衛門、「青磁蘭鉢」内田忠蔵、「半使御茶碗」岡田惣七など、やきものの拝領が記録されている。これらの中では、三島写茶碗は御深井焼の作品と考えることができ、半使茶碗についても同様の写しであることも充分考えられる。

限られた資料ではあるが、藩上層部から御用達商人に至るまでの下賜を例とする、御深井焼制品の行方を知る上での貴重な資料である。

また藩として幕府への献上、他家への贈答などの用途も考えられる。しかし尾張藩においては、鍋島藩のように月次献上品<sup>注27</sup>に組み込まれているわけでもなく、いわゆる御用品全般を含めて、史料により献上、贈答等について裏付けることはできない。ただ一部御用品生産については、紀州家などへの「土産御用」などを散見することができる。

## (2)戸(外)山・楽々園焼

江戸戸山下屋敷における御庭焼については、『御達申上候御事<sup>唐<sup>428</sup></sup>』の寛永拾三年(1636)の条に「江戸戸<sup>外</sup>山御用仁兵衛、唐三郎相勤申候…」とあるのが最も古い記録である。ただし戸山下屋敷は、寛文九年(1669)にその普請が開始されたもので、『戸山御屋敷御取建以来伝聞之記』寛延二年(1749)になると、延宝元年(1673)に「御竈屋御殿并御竈屋」「隨柳亭」などが完成しており、「尾州瀬戸より土御取寄被遊、右御竈ニ而瀬戸物類御焼也被遊候由…」とあることからも、前掲史料は、あまりにも年代が古く、記述の内容をそのまま認めるることはできない。このため地元に残る史料では、『御尋ニ付奉申上候御事<sup>唐<sup>389</sup></sup>』の元禄十四年(1701)の条まで降る。

一方、『御達申上候御事唐<sup>428</sup>』の享保元年（1716）の条には、外山下屋敷の他「市かい御屋敷清四□□茶屋ニ而細工仕候」の記述が認められる。以後の江戸御用に関する記録を見ても、市ヶ谷（当時は市買<sup>(注31)</sup>）上屋敷における細工の記録は、この記事だけであり、「樂々園」と御庭焼を直接結び付ける記事を含めて、筆者の管見の中には認められない。ただこれは、外山下屋敷のように「壺窯燒上申候」と焼成まで含めた記述ではないが、十二代藩主齊荘が市ヶ谷上屋敷において樂々園焼を開いたと一般的に言われる天保十二年（1841）<sup>(注32)</sup>より125年遡る記事となる。この天保十二年説についても『をはりの花<sup>(注33)</sup>』によると、御窯屋並に、瀬戸・赤津の陶工が召されたのは、戸山別邸（下屋敷）であり、天保十一年に築窯し、「瀬戸の陶法或<sup>レ</sup>樂燒の法に倣ひ種々の器物を造里」翌年四月に焼成（初窯）している。

一方、伝世資料には「樂二園(文字)」「樂二園(巻物形)<sup>(注34)</sup>」「樂二園(瓢形)」「樂二園製(方形)」などの印銘を伴う作品が知られている。一般に樂々園焼と解釈されて来たが、これらの中には、「樂二園(文字)」の印銘を伴う作品の箱書に「戸山庭やき」とある例<sup>(注35)</sup>が知られている。なお、これら伝世作品の中には、軟質陶の作品が知られているが、これらの技術は、当時の瀬戸焼と直結するものではなく、萩山焼や名古屋城下での軟質陶生産技術との関係も考慮する必要がある。

### (3) 東山焼

『乍恐御請奉申上候御事唐<sup>69</sup>』天保十四年（1843）に「今般於 御下屋敷御窯為御築相成候旨被仰渡奉畏候、付而ハ追振御庭焼被仰付候節之心得ニ而…当月廿六日右御屋敷出勤」とあり、開窯年代を示している。

東山焼は、十二代藩主齊荘が、現在の名古屋市東区葵町付近にあった下屋敷において開いた御庭焼で、名古屋城の東にあたることから、東山焼と称したとされる。赤津の御窯屋加藤太兵衛、唐三郎が出仕しており、鉄釉茶碗、波紙手瓢形花入など陶製の伝世品が知られている。「東山」「金城東山」「金城主人」などの印銘の他、「金城主人作」などの籠彫り銘がある。<sup>(注36)</sup>

### (4) 萩山焼

十二代藩主齊荘が天保年間（1830～44）に名古屋城内御深井丸の萩山の地に窯を築き、樂燒を焼かせたもので、笹島焼の牧朴斎や藩士で目付、高須家番頭を勤め有楽流の茶人でもある平沢九朗もかかわったとされている。しかし、窯業文書にはこれをものがたる記事は知られていない。ただ赤津の文書に、年代不詳ながら『陶修行聞言（一）鑿<sup>13</sup><sup>(注37)</sup>』があり、その一節に「樂葉黒葉 一、絵葉仁天下堅利上葉 國須燒上見事也ト 右慶甫御深井丸ニ而試之由也」とあり、赤津の窯屋の何らかのかかわりを示唆する興味深い史料である。

### (5) 横須賀御殿における御庭焼

横須賀御殿における御庭焼の存在について示唆してくれる唯一の窯業文書は、『（御窯屋一人増員願）唐<sup>55</sup>』万治三年（1660）であり「…又智多郡横須賀御窯仰付…」の記事がある。

横須賀御殿は、まず馬走瀬御殿の名称で、二代藩主光友の潮湯治のため、寛文四年（1664）<sup>(注38)</sup>に繩張が定められ、同六年九月に竣工したもので、横須賀御殿と改称するのは延宝三年（1675）<sup>(注39)</sup>のことである。このため前掲史料には疑問点が残る。

一方、光友は、御殿完成から元禄三年（1690）までの間に、一番回数の多い寛文八年（1668）の5回を始めとして合計29回<sup>(注40)</sup>（参勤のため在国は十三年）の御渡の記録があり、かなり気に入った御殿であったことがわかる。

現在までのところ御庭焼の存在を明確にする伝世作品は知られていないが、蓬左文庫に所蔵されている『横須賀御殿指図』の内二枚に、それぞれ「瀬戸物小屋」「瀬戸土置場」と「御かまや小屋」「御かまや土置場」などの記載がある他、『張州雑志第三卷』には、御殿（臨江亭）の東外側へ僅かにはずれた小丘陵部に「御カマヤキ」の記載が認められる。このような御庭焼の存在を示唆する史料が認められる他、赤津において御窯屋への高二拾石は「当村高之内ニ而被下置」<sup>(注42)</sup>とあることから、御庭焼焼成手当の捻出を地元に委ねた可能性も考慮に入れ、横須賀地区における類似史料の調査が必要とされる。

## 2 御庭焼と御窯屋

### (1)御窯屋

御深井焼を始めとする御庭焼へ出仕していた赤津の窯屋利右衛門(唐三郎)、仁兵衛と、後に加ったとされる太兵衛を含めた三家を、一般に御窯屋と呼んでいる。この三家は、慶長十五年(1610)初代藩主義直の命により、濃州郷ノ木村より赤津村へ引越した窯屋十人の内の中心となる存在であったと考えられる。このためこの三家が中心となって藩の御用を勤めることとなっており、その一環として御庭焼への出仕が位置付けられる。これらの御用を勤めるにあたり、数々の特権が認められている。

#### 高と扶持

高については、慶安三年(1650)より「竈屋仁兵衛・藤三郎に赤津村本高之内」からあわせて<sup>(注44)</sup>武拾石、また後に太兵衛には、御高代として金三両が与えられたことが知られている。

扶持については、はっきりとした史料が知られていないが、『久右衛門日記』延宝六年(1678)の条に「尾張様焼物師三人有、三人扶持ニ武十石宛」とあることからも、古い段階から与えられていたことが認められる。このため慶安三年に武拾石を与えられた段階において「御扶持之者」の扱いを受け、尾張徳川家の下臣団に組み込まれたと考えれば、扶持、苗字帶刀などが、ほぼ同時期に許されたととらえることもできる。

さらに『御窯屋由来書<sup>唐382</sup>』元文五年(1740)によると、寛文十二年(1672)より御扶持方代として、唐三郎、仁兵衛、太兵衛にそれぞれ拾両宛、春夏冬の三度に分けて支給されてきたとしている。若干のくい違いはあるものの扶持の存在は認められるのである。

#### 除地と諸役御免

除地については、『事蹟録』の「御国方留」や『寛文村々覚書』などに「屋敷八反五畝武拾四歩 窯屋拾人居屋敷 是ハ慶長拾五戌之年、濃州かうの木と申す所より、赤津村へ窯屋引越申ニ付、山方地之内ニて被下ル」とあるように、窯屋十人の居屋敷に対して適用されたものであることがわかる。

また諸役の免除についても、飽津村庄屋あて出された『赤津文書』<sup>(注45)</sup>慶長十五年(1610)によると「赤津村に窯屋衆移り申度」「萬事諸役之儀有之間敷候」とあり、同様に許されていたことがわかる。ただこの「諸役」の範囲については意見の分かれることである。

#### 御窯屋の呼称

「御窯屋」の呼称は、後にまとめられた『由来記』『由諸書上』等を除くと『乍恐奉願御訴訟之留<sup>唐364</sup>』享保元年(1716)にある「御かまや」の記載まで認められない。しかしこの時期においても記載の認められない史料も多く、『請取申御扶持之事<sup>唐4</sup>』享保十四年(1729)では、御庭御

足輕頭が「御竈焼之者三人」と呼ぶなど、まだ不統一な時期である。現在知られている史料からは、このような享保年間の不統一期を経て徐々に恒常に使用されるようになったと考えられる。

またこの「御窯屋」という呼称は、江戸時代後期に瀬戸に数例認められるようになる御焼物師（筆者は、個人的な技能者と考えている。）とは異なり、窯業という特殊技能を伴う工人集団（家）という性格の強いものであったと考えられる。

### (2)御庭焼における御窯屋の活動と待遇

御庭焼出仕にあっては、すでに述べた高、扶持の他に、その都度臨時手当の支給のあったことを、17～18世紀の史料がものがたっている。

御深井焼については、寛永八年（1631）「御褒美金五百疋」、正保元年（1644）「御褒美金五百疋<sup>(注48)</sup>」、延宝六年（1678）「小判貳両宛」となっている。さらに享保六年（1721）には「三人扶持宛 御褒美金壱両壹分宛」と変化し、これ以降明和四年（1767）まで、三人扶持と御褒美金<sup>(注49)</sup>という手当に定形化されている。この三人扶持については、『請取申御扶持方之事<sup>唐</sup><sub>4</sub>』享保十四年（1729）に「合米壱石三斗五合也 但壱人ニ三人扶持宛」とある。これは、三人扶持を日割計算（出仕日数）で積算支給したもので、一人扶持一日五合とすれば、29日3人分となる。このことからも御庭焼の三人扶持が臨時手当であることが、あきらかである。また享保六年の『御達申上候御事<sup>唐</sup><sub>428</sub>』などには、「瀬戸御茶屋ニ而細工」「御道具三竈焼上」とあり、御庭での作業内容をうかがうことのできる記述となっている。

一方、江戸外山焼においては、元禄拾四年（1701）がその最初の記録であり、「御茶屋請取細工仕」「五人扶持 御褒美金壱両壹分宛」とある。外山焼については、17世紀と認められる窯業文書が知られていないので、詳細は不明であるが、18世紀初頭にはすでに定形化されていたことがわかる。さらに享保元年（1716）には、「御長屋請取申候」「御庭すいりやうてい御茶屋ニ而細工被仰付仕候」「壱竈焼上申候」と、より具体的に、江戸での所遇、作業の概要等についての記述があり、手当については「五人扶持 御褒美御酒御茶子」となっている。また、この際「市かい（買）御屋敷清四□□茶屋ニ而」も細工御用を勤め、「御褒美金壱両三分」を賜っている。

このように、御深井焼においては三人扶持と御褒美金、江戸外山焼においては五人扶持と御褒美（金）という臨時手当が、定形化されたのが、18世紀の状況であった。

このように定形化されていた臨時手当は、19世紀になると、窯業文書にその記述が認められなくなっている。

文化十三年（1816）に瀬戸の窯屋加藤唐左衛門が「江戸表へ相廻り候新製焼き物出精…」につき「金三分」、文政八年（1825）加藤唐左衛門が「御深井丸において…」「金三百匹御酒料として」、天保十年（1839）加藤唐三郎、太兵衛が「御庭ニ相詰候処…」「壱両式分ツゝ為御褒美」、慶応二年（1866）加藤唐三郎が「私倅賢次郎義…為手伝御庭江召連レ候所」「御褒美金六両銀三匁」だけである。

前代に比べると御庭焼稼動の記録が多いにもかかわらず、上記のような記録が散見されるだけとなっており、むしろ特例的な支給と見受けられる。これは、19世紀になって新しく参入する瀬戸等の窯屋と從来から参画している赤津の御窯屋との関係と、御小納戸御用達への組入れ、御庭焼の統括部署の変化などが、御庭焼の具体的な運営に影響を与えたものと考えられる。

### (3)御庭焼における御窯屋と窯屋

19世紀になると瀬戸の窯屋が、御庭焼に参入することとなり、史料の中にも御窯屋と窯屋の所遇の差が認められる。

『(御庭勤に関する書状) 唐』<sup>161</sup> 文化八年(1811)には、「瀬戸ら勘六・十右衛門・又三郎・安蔵と申者当月七日より参り、御庭にて細工いたし…職人之事故御庭内ニ住居ハ相不叶町屋ニ宿かり、毎日朝五ツ時比出暮ハ七ツ半時比帰リ申候…」とある。すでに述べたように外山屋敷においては「長屋請取」「御茶屋ニ而細工」、御深井御庭においては「御庭ニ相詰」「瀬戸御茶屋ニ而細工」する御窯屋との扱いの差が歴然としている。

ところが、新製染付焼の技術の安定化と共に、この扱いは微妙に変化を示している。瀬戸の加藤唐左衛門が、御小納戸御用達を仰せつけられた(文政元年・1818)<sup>(注55)</sup>後の文政八年(1825)には、「御庭ノ内御竈地ニ泊リ仕リ候。場所ハ御竈屋同様、加藤唐左衛門エ一円御貸シ渡シ下シ置カレ、平竈屋ノ儀ハ御匂ヒ内ニ差シ置キ候儀ハ相成ラズ候事。」とある。このように加藤唐左衛門が「御竈屋同様」の扱いを受けるようになったことがわかるが、唐左衛門が「御竈屋」を名乗った記録は認められない。

#### おわりに

尾張藩における御庭焼の活動と、これに深くかかわった御窯屋について、文献史料を中心に、その実体にせまろうとしたものである。しかしながら、辞典等において定説のごとく書かれている事柄でも、史料的な裏付けを取ってゆくと、いかにも曖昧な部分が多く、漠然とした理解しかされていない、研究の現状と筆者の力不足を痛感するものである。何分不馴れな史料の扱いに、あるいは吟味不足な点も多いかと思うが、御庭焼の活動と御窯屋について、その大要をとらえることができたと考えている。これを出発点として諸先学の御叱正をいただき、さらに調査研究を重ねることにより、当該分野の研究発展の一助となれば幸いである。なお、尾張藩上屋敷市ヶ谷本邸は、東京都と新宿区により発掘調査が進められており、楽々園焼に関する成果も伝えられている。文献史料の欠落部を補う新資料が近く提示されるであろう。

小稿をまとめるにあたり、瀬戸市史編纂室藤澤良祐、谷口雅夫の両氏からは、多くの貴重な御教示をいただいた。また、『(三島茶碗等) 見取図』の一部写真掲載について、史料所有者加藤唐三郎氏の御理解と、市史編纂室の御協力をいただいた。記して御礼申し上げるものである。

注 1 岡本柳英・他『日本城郭大系9 静岡・愛知・岐阜』 新人物往来社 1979。他。

注 2 大河内定夫 「御深井焼」『日本やきもの集成3 瀬戸美濃飛驒』 平凡社 1980。

注 3 『瀬戸市近世文書集第三集』所収の加藤唐三郎家文書及びその整理番号。以後同様に略記する。瀬戸市史編纂委員会 1992。

注 4 丸山和雄訳『森田久右衛門江戸日記』『東洋陶磁5』 東洋陶磁学会 1978。

注 5 赤松俊彦編『隔覇記』 鹿苑寺 1958。

注 6 大河内定夫「美濃地方の御深井釉と尾張家御庭焼・御深井窯との関連について」『金鯱叢書第十輯』 徳川黎明会 1983。

注 7 大河内定夫氏は「うのふ釉」と解釈されている。

注 8 北村弥一郎・他『日本近世窯業史』 大日本窯業協会 1916。

注 9 『特別展 江戸時代を彩る御庭焼と御用窯の世界』 愛知県陶磁資料館 1991。において紹介。

- 注10 内藤東甫『張州雜志』 安永～天明八年（1772～88）蓬左文庫蔵。愛知県郷土資料刊行会が復刻。
- 注11 注9と同じ。
- 注12 大河内定夫「尾張徳川家旧藩古帳にみられる瀬戸焼の記録」『金鯱叢書第二輯』 徳川黎明会 1978。
- 注13 注14、注12と同じ。
- 注15 館蔵品に「三島写桶形茶碗」（祖母懐小判形印銘）がある。川崎音三氏寄贈。
- 注16 注9と同じ。「大名物三島筒茶碗 銘藤袴」の写し。見込の籠押さえの跡まで模作。
- 注17 注9と同じ。箱書に「三島御物写…天保二年（1831）拝領」とある。
- 注18 伝世作品が知られており、これと照合すると後の史料では「三島写筈耳付水指」と呼ばれている。
- 注19 注9と同じ。館蔵品。素懶堂作。徳川美術館所蔵品には「慶応三丁卯（1867）」他の箱書がある。
- 注20 比較的多く伝世作品が知られている。
- 注21 注12と同じ。
- 注22 注23 蓬左文庫蔵。
- 注24 『瀬戸市近世文書集第二集』所収の加藤一滿家文書の内。瀬戸市史編纂委員会 1992。
- 注25 「金城温古錄（四）」所収。復刻『名古屋叢書統編第十六卷』 名古屋市教育委員会 1967。
- 注26 『名古屋叢書第十二卷産業経済編（三）』 名古屋市教育委員会 1963。
- 注27 注25と同じ。
- 注28 注26と同じ。
- 注29 前山 博『鍋島藩御用陶器の献上・贈与について』 私家本 1992。
- 注30 小寺武久『尾張藩下屋敷の謎』 中公新書 1989。
- 注31 寛政五年（1793）以降、市買邸から市ヶ谷邸に名称変更。下屋敷についても以後「戸山」に統一された。『御日記頭書』『尾藩世記』他。
- 注32 加藤唐九郎編『原色陶器大辞典』 淡光社 1972。
- 注33 刑部陶痴・他『をはりの花』 1920。復刻 宝雲舎編『陶器全集第一卷』 思文閣 1976。
- 注34 瓢形印を除き注9と同じ。
- 注35 注9と同じ。
- 注36 東山印を除き注9と同じ。
- 注37 注3と同じ。加藤鑒吾家文書の内。
- 注38 39. 40 「編年大略」『名古屋叢書第四卷記録編（一）』 名古屋市教育委員会 1962。
- 注41 蓬左文庫蔵。内藤 昌『横須賀御殿学術調査研究報告書』 東海市教育委員会 1991。
- 注42 注3と同じ。加藤鑒吾家文書12『窯陶舍元祖』。他。
- 注43 44 注42と同じ。
- 注45 『名古屋市蓬左文庫筆写本』 原史料は徳川林政史研究所蔵。
- 注46 『名古屋叢書統編第一卷』 名古屋市教育委員会 1964。
- 注47 加藤唐九郎「美濃古窯文書」『陶磁第八巻二号』 東洋陶磁研究所 1936。
- 注48 49. 50 注3と同じ。加藤唐三郎家文書 389。他。
- 注51 「中興陶器改良祖加藤高景功分記」『瀬戸市史陶磁史篇三』 瀬戸市 1967。
- 注52 「宝伝記」 桂又三郎編『瀬戸近世文書集』 陶磁文献刊行会 1970。
- 注53 注3と同じ。加藤唐三郎家文書395。
- 注54 注3と同じ。加藤唐三郎家文書402。
- 注55 注51と同じ。